

平成 30 年 9 月 28 日
近畿総合通信局
近畿受信環境クリーン協議会

10 月はテレビ・ラジオの「受信環境クリーン月間」です。 「受信環境クリーン図案コンクール」入賞作品決定

近畿総合通信局（局長：大橋 秀行（おおはし ひでゆき））及び近畿受信環境クリーン協議会（会長：渡辺 尚（わたなべ たかし）大阪大学大学院情報科学研究科教授）は、毎年 10 月の「受信環境クリーン月間」の期間中、テレビやラジオの受信障害防止のための周知・啓発活動等を重点的に取り組んでいます。

今年の月間中での主な取組事項は、同協議会が大阪市内で行う「キックオフの集い」を皮切りに、管内（2 府 4 県）の主要駅等において、周知・啓発活動等を順次行います。

また、周知・啓発活動の一環として、毎年行っている中学生を対象とした受信環境クリーン図案コンクールにおいて、今年（51 回目）の入賞作品を決定しましたので、月間中、併せて展示等行っていきます。

「受信環境クリーン月間」は、近畿受信環境クリーン協議会を含む 11 の地方協議会の中央機関である「受信環境クリーン中央協議会」が、毎年 10 月を「受信環境クリーン月間」と定め、月間中、全国各地で放送電波受信障害防止に向けた活動を重点的に展開することとしており、昭和 30 年（1955 年）から実施しているものです。

<月間中の主な取組事項>

1 キックオフの集い

日時：平成 30 年 10 月 1 日（月）午前 10 時から午前 10 時 10 分まで

場所：大阪府中央区難波 なんばウォーク『クジラパーク』

<アクセス>なんばウォークのホームページ

<http://walk.osaka-chikagai.jp/access/>

- ・月間の趣旨等について紹介
- ・受信環境クリーン月間のキックオフ宣言 ほか

2 テレビ・ラジオの受信障害なんでも特別相談コーナーの臨時設置

日時：同日 午前 10 時 10 分から午後 5 時 00 分まで

場所：「キックオフの集い」に同じ

3 新4K8K衛星放送のPRビデオによるデモストレーション

日時：同日 午前10時10分から午後5時00分まで

場所：「キックオフの集い」に同じ

4 第51回受信環境クリーン図案コンクールの入賞作品の展示

全国11の地方協議会による図案コンクールの募集に対し、全国250校の中学校から計2,028作品の応募があり、このうち、管内（2府4県）では16校から計100作品の応募がありました。

これにより、受信環境クリーン中央協議会では、全国表彰の作品（10作品）を決定しておりますが、このうち3作品は兵庫県内の中学生によるものであり、総務大臣賞、文部科学大臣賞並びに中央協議会奨励賞にそれぞれ輝いております。

このほか、近畿受信環境クリーン協議会では、同協議会が定める最優秀賞ほか各賞の入賞作品（12作品）を決定しております。

これらの入賞作品（15作品）について、次のとおり展示を行います。

展示場所	展示期間等
なんばウォーク『クジラパーク』 (大阪市中央区難波)	平成30年10月1日(月) 午前10時00分～午後5時00分
近畿総合通信局「東側エレベータホール」 (大阪市中央大手前1-5-44 第1合同庁舎)	平成30年10月15日(月)～同月31日(水) 午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)

・第51回「受信環境クリーン図案コンクール」入賞者一覧（別紙1参照）

・第51回「受信環境クリーン図案コンクール」入賞作品（別紙2参照）

（備考）

入賞作品の一部は、月間中、テレビ放送において「受信障害防止に関する広告」のスポット映像として放映される予定です。

5 主要駅前等での広報活動

テレビ受信障害の簡単な見分け方や受信障害の防止等を周知するため、次のとおりリーフレット等の配布を行います。

実施日	実施時間	実施場所
10月1日(月)	午前10時10分から午後5時 まで	なんばウォーク「クジラパーク」 及びアムザ前(地上)
10月2日(火)	午前10時から正午まで	JR和歌山駅前
	午後2時30分から午後4時 30分まで	近鉄奈良駅前
10月3日(水)	午前10時から正午まで	JR草津駅前
	午後2時から午後4時まで	阪急河原町駅前(京都マルイ前)
10月4日(木)	正午から午後4時まで	JR三ノ宮駅前(神戸マルイ前)

【受信環境クリーン図案コンクール】とは

「受信環境クリーン図案コンクール」は、受信環境クリーン月間の取り組みのひとつであり、生徒、学校関係者、一般家庭に対して、テレビやラジオなどの良好な受信環境を守るための知識の普及を図ることを目的として、毎年全国の中学生を対象に、受信環境クリーン中央協議会と各地方受信環境クリーン協議会の共催で実施しているものです。

【近畿受信環境クリーン協議会】とは

昭和 25 年 5 月に電波法が公布され、無線通信に対する保護規定が制定されたことを機に、放送の雑音障害の問題を処理し、放送の文化的・社会的使命をより全することを目的に、同年 11 月に「近畿地方受信障害対策協議会」として発足しました。

また、平成 11 年 6 月には「近畿受信環境クリーン協議会」に改名し、以後、テレビやラジオの受信環境を守るための知識の普及を図ることを目的として、周知広報活動を行っています。

なお、本協議会は、当局ほか近畿地方を所管する関係省庁、関西圏での地方公共団体、放送事業者、関連業界団体・企業等で構成される任意団体です。

【受信環境クリーン中央協議会平成 30 年度「受信環境クリーン月間」の実施】

報道発表の内容は、以下のホームページをご覧ください。

<http://clean-kyou.com/03topics/index.html>

連絡先：放送部 放送課 （担当：新谷、中塚） 電 話：06-6942-8566
